

# ステップ2

## お車の補償

## を選びましょう

### 【車両損害補償】

自動車事故はもちろん、自然災害から盗難、車以外との衝突まで、大切な愛車のさまざまな損害を補償します。

※四輪自動車を選択いただけます。四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択いただけない場合があります。二輪自動車・原付自転車の契約ではご選択いただけません。



補償タイプはこちら

車両損害補償

おすすめ

一般補償

●その他の補償タイプもご選択いただけます

エコノミーワイド  
+  
補償額限定車両損害補償特約

エコノミー  
ワイド

お車の補償	補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコノミーワイド + 補償額限定 車両損害補償特約	エコノミー ワイド	注意点
			◎	◎	◎	
お車の補償	他車との衝突		◎	◎	◎	●エコノミーワイドでは相手自動車が発見しない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。
	火災・爆発・自然災害		◎	◎	◎	
	盗難		◎	◎	◎	●補償額限定車両損害補償特約 エコノミーワイドの補償範囲外の損害について、30万円を限度としてオールリスクの範囲の補償が受けられません(損害額が30万円以下のとき自己負担1万円)。
	落書き、いたづらなどによる破損		◎	◎	◎	
	飛来中・落下中の他物との衝突		◎	◎	◎	
	車以外の他物との衝突		◎	○	×	
	付随諸費用補償(自動付帯)		◎	◎	◎	
+ セットすれば さらに安心の 特約	車両損害の無過失事故に関する特約		○	○	○	●この特約が定める「全損」となる場合に補償します。 ●一般補償またはエコノミーワイドに加入している場合にご契約いただくことができます。
	地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約		○	○	○	
	新車買替特約 (新車取得差額費用補償特約)		○	○	○	※最初の車検の満了日の月末までに、マイカー共済の契約期間の満了日が含まれる場合にご契約いただけます。 ※契約いただける条件を満たさなくなった場合は契約更新時に自動的に取り外されます。

## 一般補償なら、さまざまな損害に対応できるから心強い!

例えばこんなとき

- ケース1** 「台風による豪雨で水浸しになり運転できなくなった」  
**▶ 浸水による修理代を補償!**
- ケース2** 「買い物中に駐車場で車を盗まれて見つからなかった」  
**▶ 車両共済金額分を全額補償!**
- ケース3** 「対向車を避けようとしてガードレールに衝突し、車体が破損した」  
**▶ 車両共済金額分を全額補償!**



※実際のお支払いは状況により異なります。  
 ※上記のケースは一般補償で補償されます。

## 自己負担額「10万円」をおすすめいたします

※車両共済金額が20万円以上の場合

### ■自己負担額「10万円」の付帯により…

- ・損害額から自己負担額(10万円)を差し引いた金額を契約車両(被共済自動車)の補償額を限度にお支払いします。
- ・車両損害補償部分の掛金を抑えることになります。

### ■実際の自己負担が発生しない場合もあります。

- ・車両損害の程度が全損の場合は契約車両(被共済自動車)の補償額全額をお支払いします。
- ・お車同士の事故の場合で相手からの賠償額(回収金)が10万円を超えて支払われたときは、ご自身の自己負担額は発生しません。  
**[自己負担額] - [相手からの回収金]**が実際の自己負担額となります。

※一契約期間中に自己負担額を変更することはできません。

### ●その他の自己負担額もご選択いただけます

- なし
- 5万円
- 20万円\*

\*車両共済金額が30万円以上の場合

## 付随諸費用補償(自動付帯)

代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、身の回り品の損害に関し、所定の基準で補償します。被共済者が実際に負担した諸費用などについて、共済金をお支払いします。

### ■代車費用補償

事故により契約車両(被共済自動車)を修理している期間や、全損事故や盗難で契約車両(被共済自動車)が使用不能となった期間にレンタカー等の代車を借り、その費用を被共済者が負担した場合に、1日につき7,000円を限度にお支払いします。

### ■身の回り品補償

自宅等から一時的に持ち出した身の回り品など、車中にある動産に事故や盗難により損害が生じたとき、30万円(自己負担額1万円)を限度に全労済の定める基準により実損害額を補償します。警察への届け出がある場合に対象となります。

※身の回り品には対象とならないものもあります。

### ■遠隔地事故諸費用補償

**陸送等費用** 走行不能\*となった契約車両(被共済自動車)を修理後、被共済者の居住地等へ陸送車等で運搬するために支出した費用について、1事故につき10万円を限度にお支払いします。

**宿泊費用** やむをえず宿泊をしなければならなくなったときの予定外に支出した宿泊費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。

**帰宅等費用** 帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用したときの予定外に支出した交通費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。

\*走行不能とは自力で移動することができない状態または法令により走行が禁じられている状態をいいます。

## 車両損害の無過失事故に関する特約 **おすすめ**

「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車 that 特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

## 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

月払掛金 430円  
 年払掛金 5,000円

※車両共済金額が50万円を下回る場合は、共済掛金もそれに応じて低減します。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、契約車両(被共済自動車)がこの特約の定める「全損」に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

## 新車買替特約

契約時に設定した新車価格相当額を限度に損害を補償します(盗難は対象外)。

※新たな自動車を購入する場合、契約車両(被共済自動車)と異なる車種および型式の自動車の入れ替えも可能です。

例えば…



## 型式別9クラス掛金について

車両損害補償の普通・小型乗用車については、事故成績と新車価格に応じて型式別に9クラスに掛金を区分しています。同一の車名でも型式別に事故成績等が異なるため、掛金が異なる場合があります。また、年1回の見直し後、型式によっては契約更新前よりも掛金が引き下げ、または引き上げとなる場合があります。